

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業  
基本協定書 新旧対照表 (令和4年5月31日修正)

	新	旧
第4条	<p>(事業予定者の設立)</p> <p>構成企業は、本協定締結後、令和4年10月14日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする事業予定者を堺市内に設立し、事業予定者の設立登記の完了後速やかに事業予定者から、その履歴事項証明(設立時の取締役及び監査役を証明するもの)及びその定款の原本証明付写しを市に提出するものとする。その後、取締役及び監査役の改選(再任を含む。)がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。</p>	<p>(事業予定者の設立)</p> <p>構成企業は、本協定締結後、令和4年10月14日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする事業予定者を堺市内に設立し、事業予定者の設立登記の完了後速やかに事業予定者から、その履歴事項証明(設立時の取締役、監査役及び会計監査人を証明するもの)及びその定款の原本証明付写しを市に提出するものとする。その後、取締役、監査役及び会計監査人の改選(再任を含む。)がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。</p>
第8条 第2項	<p>(事業期間中のその他の義務)</p> <p>事業予定者の解散後に事業予定者について、事業契約に基づく債務が存することが判明した場合、<u>落札者のうち当該債務について帰責性を有する者は債務引受を行っているものとみなし、当該債務を履行する。</u></p>	<p>(事業期間中のその他の義務)</p> <p>事業予定者の解散後に事業予定者について、事業契約に基づく債務が存することが判明した場合、<u>構成企業は当該債務について債務引受を行っているものとみなし、当該債務を履行する。</u></p>
第11条 第3項	<p>(解除並びに違約金等)</p> <p>前項の場合を除き、落札者のいずれかの責めに帰すべき事由により第7条第1項に定める期日(令和4年10月31日)までに事業仮契約の締結に至らなかった場合又は事業契約の効力発生に至らなかった場合、市は、<u>落札者のうち当該責めに帰すべき事由に対して帰責性を有する者に対し、事業契約の契約金額となるべき金額のうち事業契約書(案)別紙4-1に定めるサービス対価Aに消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する額を請求することができるものとする。</u></p>	<p>(解除並びに違約金等)</p> <p>前項の場合を除き、落札者のいずれかの責めに帰すべき事由により第7条第1項に定める期日(令和4年10月31日)までに事業仮契約の締結に至らなかった場合又は事業契約の効力発生に至らなかった場合、市は、当該落札者に対し、事業契約の契約金額となるべき金額のうち事業契約書(案)別紙4-1に定めるサービス対価Aに消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する額を請求することができるものとする。</p>
第14条 第2項	<p>(有効期限)</p> <p>本協定の有効期間の終了にかかわらず、第12条の規定の効力は存続するものとする。</p>	<p>(有効期限)</p> <p>本協定の有効期間の終了にかかわらず、<u>第10条、第11条及び第12条</u>の規定の効力は存続するものとする。</p>